

令和4年
岩手県教育委員会定例会
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和4年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和4年3月15日（火）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和3年度冬季大会の結果について (保健体育課)

第3 事務報告2 令和4年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について (学校教育室)

第4 事務報告3 「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果（最終報告）について (生涯学習文化財課)

第5 議案第33号 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第6 議案第34号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)

第7 議案第35号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)

第8 議案第36号 令和4年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育室)

第9 議案第37号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて (教職員課)

第10 議案第38号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

令和 3 年度冬季大会の結果について

令和 3 年度全国高等学校総合体育大会及び令和 3 年度全国中学校体育大会（スケート・アイスホッケー競技）の本県の結果について別紙のとおり報告します。

令和 4 年 3 月 15 日

令和3年度冬季大会結果について

1 令和3年度全国高等学校総合体育大会（スケート・アイスホッケー競技）の結果について

- (1) 会 期 令和4年1月17日（月）～ 21日（金）
 (2) 会 場 青森県（八戸市、青森市）
 (3) 参加数 [競技数] 全3競技 [参加者数] 4校、選手26名
 (4) 成 績 入賞なし（※R2年度 1競技1種目入賞）

2 令和3年度全国高等学校総合体育大会（スキー競技）の結果について

- (1) 会 期 令和4年2月6日（日）～ 10日（木）
 (2) 会 場 岩手県（八幡平市）
 (3) 参加数 [競技数] 全4競技 [参加者数] 10校、選手34名
 (4) 成 績 1競技2種目入賞（R2年度 入賞なし）

【7位】

T.	S.	N.	競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
1	1		クロスカントリー	女子3×5kmリレー	●盛岡南高校（桐山、中嶋、八重樫）

【9位】

T.	S.	N.	競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
2	1		クロスカントリー	女子5kmクラシカル	桐山はる菜（盛岡南高校3年）

3 令和3年度全国中学校体育大会（スケート・アイスホッケー競技）の結果について

- (1) 会 期 令和4年1月29日（土）～ 2月1日（火）
 (2) 会 場 長野県（長野市）
 (3) 参加数 [競技数] 全3競技 [参加者数] 8校、選手11名
 (4) 成 績 入賞なし（※R2年度 新型コロナウイルスの関係で中止）
 (5) その他 アイスホッケー競技（岩手県選抜）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 令和3年度全国中学校体育大会（スキー競技）の結果について

- (1) 会 期 令和4年2月1日（火）～ 4日（金）
 (2) 会 場 長野県（野沢温泉村）
 (3) 参加数 [競技数] 全4競技 [参加者数] 14校、選手36名
 (4) 成 績 3競技4種目入賞（※R2年度 新型コロナウイルスの関係で中止）

【3位】

			競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
1	1		ノルディックコンバインド	男子	工藤 琉翔（八幡平・安代中3年）

【4位】

			競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
2	1		ノルディック	男子4×5kmリレー	●岩手県 ※選抜 （沢内中：内記、零石中：古館・岩持・川崎）

【10位】

			競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
3	1		アルペン	女子 回転	三浦 瑠生（一関・磐井中3年）
			競 技 名	種 目 名	個人・団体名 ●は団体
4	2		ノルディック	男子 5kmフリー	内記 孝宗（西和賀・沢内中2年）

事務報告 2

令和 4 年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について

令和 4 年度の岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について、別紙のとおり報告します。

令和 4 年 3 月 15 日

令和4年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について

1 学級設置の基本的な考え方

障がいのある生徒に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、望ましい成長発達を促すとともに、社会参加と自立を図るため、県立特別支援学校高等部の在籍数及び入学希望見込みの増減等を勘案し、毎年度適正規模に調整するものとする。

2 学級数の増減

学校名	科・学級	予定 (10月時点)		決定 (2月25日時点)		増 減		備 考
		学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	
盛岡視覚	普通科 重複障がい学級	1	3	0	0	△1	△3	入学予定者無
	保健医療科 通常学級	1	8	0	0	△1	△8	入学予定者無
盛岡聴覚	普通科 重複障がい学級	1	3	0	0	△1	△3	入学予定者無
花巻清風	普通科 通常学級	3	24	2	16	△1	△8	
	普通科 重複障がい学級	4	12	5	15	1	3	
盛岡青松	普通科 重複障がい学級	2	6	1	3	△1	△3	
一関清明	普通科 重複障がい学級	4	12	6	18	2	6	
	普通科 (知的)通常学級	2	16	1	8	△1	△8	
釜石祥雲	普通科 (知的)通常学級	2	16	1	8	△1	△8	

〈参考〉

令和元年度以降の学級数・募集定員

	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)
通常学級	30 (34)	145名 (272名)	32 (38)	192名 (304名)	29 (34)	160名 (272名)	32 (35)	203名 (280名)
重複障がい学級	38 (38)	47名 (114名)	33 (37)	45名 (111名)	35 (36)	39名 (108名)	37 (38)	43名 (114名)
合 計	68 (72)	192名 (386名)	65 (75)	237名 (415名)	64 (70)	199名 (380名)	69 (73)	246名 (394名)

※ 通常学級は、1学級8名定員を基準とする。

※ 重複障がい学級は、1学級3名定員を基準とする。また重複障がい学級は1～3年を通じた学級である。

令和4年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科学級数及び合格者数一覧

対象障がい	学校名	部	学科	学級数・募集人数	志願者数	合格者数	備考		
視覚障がい	盛岡視覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1	1		
				重複 1学級	3	0	0	1学級減	
		専攻科	保健医療科	通常 1学級	8	0	0	1学級減	
			理療科	通常 1学級	8	1	1		
聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1	1		
				重複 1学級	3	0	0	1学級減	
		専攻科	産業技術科	通常 1学級	8	4	4		
				通常 1学級	8	2	2		
知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	高等部	生活科学科	通常 4学級	32	29	28		
			農産技術科						
			加工生産科						
			流通・サービス科						
	盛岡みたけ支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	10	10		
				重複 4学級 ※	12	6	6		
			二戸分教室	普通科	通常 1学級	8	9	9	
				重複 2学級 ※	6	2	2		
	盛岡ひがし支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	12	12		
				重複 4学級 ※	12	2	2		
知的障がい・肢体不自由	花巻清風支援学校	高等部	普通科	通常 3学級	24	13	13	1学級減	
				重複 4学級 ※	12	5	5	1学級増	
	前沢明峰支援学校	高等部	普通科	通常 3学級	24	20	20		
				重複 5学級 ※	15	4	4		
	気仙光陵支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	4	4		
				重複 1学級 ※	3	1	1		
	宮古恵風支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	12	12		
				重複 3学級 ※	9	3	3		
	久慈拓陽支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	8	8		
				重複 1学級 ※	3	0	0		
肢体不自由	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	3	3		
				重複 3学級	9	7	7		
病弱	盛岡青松支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	2	2		
				重複 2学級	6	3	3	1学級減	
自が病弱・知的障がい・肢体的不障	一関清明支援学校	高等部	普通科(病・肢)	通常 1学級	8	4	4		
			普通科(知的)	通常 2学級	16	3	3	1学級減	
			普通科	重複 4学級 ※	12	9	9	2学級増	
			あすなる分教室	普通科	重複 1学級	3	2	2	
自が病弱・肢体的不障	釜石祥雲支援学校	高等部	普通科(病・肢)	通常 1学級	8	2	2		
			普通科(知的)	通常 2学級	16	5	5	1学級減	
			普通科	重複 1学級 ※	3	1	1		
			しゃくなげ分教室	普通科	重複 1学級	3	2	2	
△訪問教育▽	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	※	若干名	1	1		
	盛岡みたけ支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	盛岡ひがし支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	花巻清風支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	前沢明峰支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	一関清明支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	気仙光陵支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	釜石祥雲支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	宮古恵風支援学校		普通科	※	若干名	0	0		
	久慈拓陽支援学校		普通科	※	若干名	0	0		

※は1～3学年を通じた人数として示している。

事務報告 3

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果（最終報告）
について

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果（最終報告）について、別紙のとおり報告します。

令和4年3月15日

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果（最終報告）について

標記事案に係る調査が終了し、最終調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり御報告いたします。

なお、概要については以下のとおりです。

1 これまでの主な公表内容（重要文化財に関する調査結果）

依頼者及び遺跡名	公表日	調査対象資料点数	無断切り取り点数
岩手県「柳之御所・平泉遺跡群」(H22年指定)	R1.12.16	13	2(火舎・花瓶)
平泉町「柳之御所・平泉遺跡群」(H22年指定)	R1.12.16	63	0
北海道枝幸町「目梨泊遺跡」(H12年指定)	R2.3.16	1	0
北海道上ノ国町「勝山館跡」(H20年指定)	R2.3.16	9	0
青森県八戸市「丹後平古墳群」(H30年指定)	R2.8.24	79	0
福井県「一乗谷朝倉氏遺跡」(H19年指定)	R2.11.16	27	0
計		192	2

※ 岩手県所有分 13 点のうち、「火舎(かしゃ)、花瓶(けびょう)」2 点に対して、重要文化財指定(H22)後に無断切り取り行為が行われていたことが判明した。

2 重要文化財調査終了後の調査

(1) 県立博物館における資料調査、リスト化及び保存処理等の取扱点数の確定

県立博物館において、残されている契約書類、採取されたサンプル、作業記録カードなどの資料を基に、依頼者毎の文化財資料のリスト化を行った。また、これらの資料により、県立博物館において保存処理等を行った点数を確定した。

(2) 調査対象資料(点数)の確定

(1)のリスト化した文化財資料のうち、契約書類が残されている平成16年度以降の調査対象資料の点数を確定させた。

なお、契約書類が保存されていない平成15年度以前であっても、依頼者側に契約書類が残っており、切り取りの承諾の有無が明確に判断できる場合は、調査対象資料とした。

(3) 県教育委員会事務局における調査

県教育委員会事務局は、県立博物館が作成した資料を基に、調査対象資料の依頼者に対して調査の内容や状況を説明するとともに、「無断切り取り行為」に関する事実関係を確認してきた。

3 調査結果概要

(1) 県立博物館における文化財資料の保存処理等の取扱点数について

ア 県立博物館における文化財資料の保存処理等は、受託業務が試行開始された平成2年度より前の昭和57年度から行われていた。

イ 北海道地方、東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、九州地方の28都道府県

の機関等から依頼を受けて保存処理等が行われており、依頼者数は 182、取扱点数は 21,975 点、残されていたサンプル数は 8,354 点に上る。

【取扱点数等一覧】（昭和 57 年度～平成 30 年度）

地域区分	依頼者数	取扱点数	サンプル数
北海道地方	28	4,566 点	2,564 点
東北地方	42	3,568 点	1,391 点
岩手県	35	9,335 点	1,550 点
関東地方	42	2,477 点	1,260 点
中部地方	12	1,712 点	1,282 点
近畿地方	7	51 点	31 点
中国地方	9	199 点	115 点
九州地方	7	67 点	53 点
合計	182	21,975 点	8,354 点

※ 取扱点数 21,975 点には、公表済の重要文化財 192 点を含む。

(2) 調査対象資料（点数）について

	契約書類が保存されている平成 16（15）～30 年度の期間	
	受託件数	調査対象資料点数
確定数（H15～） ※1	276 件	5,301 点 ※2
中間報告（令和元年 12 月 16 日）時点公表数（H16～）	269 件	5,932 点

※1 調査の過程において、受託件数の計上漏れがあったこと、複数年にわたる 1 契約 1 点を 2 点とカウントしていたなどの調査対象資料点数の二重計上等があったことが判明したことから、受託件数は増加し、調査対象資料点数は減少している。

- ・ 受託件数：計上漏れ 13 件、二重計上等 6 件、計 7 件増加
- ・ 調査対象資料点数：計上漏れ 161 点、二重計上等 792 点、計 631 点減少

※2 調査対象資料点数 5,301 点には、公表済の重要文化財 39 点を含む。

(3) 一般文化財資料における無断切取り行為の有無について

無断切取り行為の有無は、次の手順等により確認の上、判断した。

※ ここでは、重要文化財以外の文化財資料のことを「一般文化財」と呼称する。

ア 当該専門職員は基本的には採取したサンプルを残している。サンプルが採取された資料は、科学分析のために切取り等が行われたものである。

イ 受託業務と実際の処理内容が合っているかどうかを、契約書類、残されたサンプル、作業記録カード等により確認した。

ウ 保存処理を依頼されているにも関わらずサンプルが残されている場合、依頼者が刊行した科学分析の結果が掲載された発掘調査報告書の有無を確認するとともに、依頼者に対し、科学分析（切取り行為）することの承諾の有無について確認した。

エ 調査の結果、調査対象資料 5,301 点のうち、サンプルが残されていた点数は 1,479 点、その

うち無断切取りの有無が判断できない「不明」が 31 点、無断切取りと判断したものは 101 点だった。

【調査対象資料点数等一覧】

地域区分	依頼者数	受託件数	調査対象資料点数	取扱年度	サンプル数	不明点数	無断切取り点数
北海道地方	11	51 件	1,799 点	H15～	797 点	0 点	0 点
東北地方	8	14 件	86 点	H16～	41 点	6 点	0 点
岩手県	16	175 件	3,069 点	H16～	451 点	25 点	101 点
関東地方	9	30 件	292 点	H16～	141 点	0 点	0 点
中部地方	1	2 件	15 点	H16～	15 点	0 点	0 点
中国地方	3	4 件	40 点	H16～	34 点	0 点	0 点
合計	48	276 件	5,301 点		1,479 点	31 点	101 点

【無断切取りと判断した一般文化財資料について】

依頼者	取扱年度	無断切取り点数	備考
紫波町	H26	8 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
奥州市	H24	11 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
宮古市	H21	2 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
軽米町	H23、H24	9 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
野田村	H26	32 点	平成 26 年度に発生した無断切取り事案のもの。
(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター	H24、H26	39 点	平成 26 年度に発生した無断切取り事案のものその他、依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
合計		101 点	

4 再発防止に向けた対策

本事案の発生を受け、有識者アドバイザーからいただいた指導・助言を基に、再発防止に向けた対策を講じていく。

(1) 県教育委員会事務局における対策

ア 公共財への意識を高めるためのコンプライアンス研修等の実施

本事案は、国民・県民等共有の文化的資産としての公共財を扱う意識の欠如が大きな要因となっていることから、県立博物館や文化振興事業団職員を主な対象とし、関係団体及び市町村関係者にも呼びかけ実施してきたコンプライアンス研修を継続して実施する。また、関係団体等におけるコンプライアンス向上等についての取組に関する実践交流の場を設けるなど、周知啓発を図っていく。

イ 「組織マネジメント上の課題」の報告

関係組織間で情報共有を図りながら、それぞれの組織において適切な運営を図っていくため、本事案の発生を受け、令和2年1月から毎月行ってきた県立博物館等の社会教育施設からの「組織マネジメント上の課題」の報告を継続させる。

(2) 県立博物館及び（公財）岩手県文化振興事業団における対策

ア 適切な博物館運営に向けた対策

本事案の発生を受け、県立博物館において決裁過程でのチェック体制の強化や定例会議等での情報共有等、再発防止の対策を講じてきた。今後、対策の形骸化を防止するため、県教育委員会事務局は、文化振興事業団及び県立博物館に対し、今回の最終調査結果報告に対する措置状況について報告を求めるとともに、次の事項について定期的に対策の実効性の確認と見直しを図るよう求めている。

- (ア) 複数体制による業務推進や情報共有の場作り等、互いの業務内容の見える化
- (イ) 外部からの依頼の受入から完了報告までの一連の業務について、専門職員のみならず、行政職員等もチェック可能な部署の枠を超えた体制作り
- (ウ) 文化財資料の取扱いにあたり、最新の情報収集や専門職員としての研修研鑽に努めながら倫理観の醸成を図り、その内容を全体で共有できる仕組み作り
- (エ) 不祥事案が発生した際、組織として迅速かつ適切に対応できる体制作り
- (オ) 文化振興事業団における県立博物館の運営状況の把握と適切な指導助言が可能な体制作り

イ 文化財資料の保存処理及び科学分析業務への対応

本事案発生後、県立博物館において金属製品等の保存処理及び科学分析の受託業務を停止している。県内外の関係者や県民の皆様の信頼を失墜させた責任は大きく、本事案の事実解明に全力を挙げてきた。

一方で、文化財を適切に保護していくにあたり、県立博物館は県内の保存処理の拠点として、次の対応が求められる。

- (ア) 埋蔵文化財の発掘調査が続く限り、保存処理が必要な文化財資料が出土し、既存の資料も必ず劣化が進行するため、資料保全に関する処置を行うこと。
- (イ) 当該事案発生後も資料保存に関わる問い合わせや保存処理実施の要望があり、特に金属製品及び木製品の保存処理と燻蒸は要望が多いことから、その要望に応えること。
- (ウ) 近年多発している豪雨災害等による文化財資料の水損等に対する適切な処置を行うこと。

そのため、文化財資料の保存処理等がより適切に行われるよう、積極的に再発防止に向けた取組等についての情報発信に努めるとともに、関係団体等との共通理解の場を設け、県内外の関係者や県民の皆様の信頼回復に努めていく。

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果 (最終報告)

I これまでの経緯

- 1 県立博物館の機能を活用した受託研究業務について
- 2 本事案のこれまでの経緯

II これまでの主な公表内容（重要文化財に関する調査結果等）

- 1 令和元年12月26日公表分【中間報告】
- 2 令和2年3月16日公表分
- 3 令和2年8月24日公表分
- 4 令和2年11月16日公表分

III 重要文化財調査終了後の調査

- 1 県立博物館における資料調査、リスト化及び保存処理等の取扱点数の確定
- 2 調査対象資料（点数）の確定
- 3 県教育委員会事務局における調査

IV 調査結果概要

- 1 県立博物館における文化財資料の保存処理等の取扱点数について
- 2 調査対象資料（点数）について
- 3 一般文化財における無断切り行為の有無について

V 再発防止に向けた対策

- 1 県教育委員会事務局における対策
- 2 県立博物館及び文化振興事業団における対策

令和4年3月15日

岩手県教育委員会

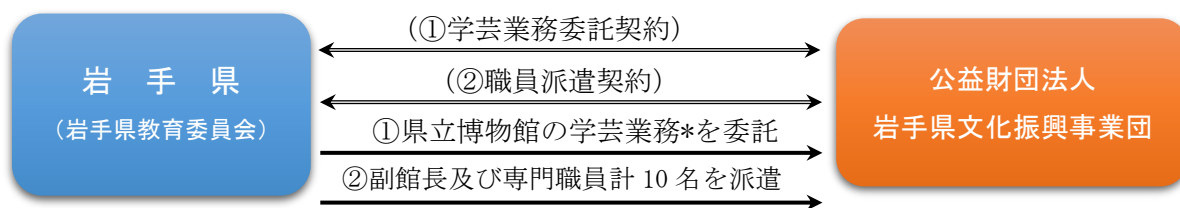
I これまでの経緯

1 県立博物館の機能を活用した受託研究業務について

(1) 岩手県立博物館（以下「県立博物館」という。）の学芸業務（展示活動、資料収集保管、調査研究活動、教育普及活動等の主要業務）については、岩手県から公益財団法人岩手県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）に委託されており、県立博物館の施設管理については、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、導入当初から現在に至るまで文化振興事業団が指定管理者となっている。

また、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から文化振興事業団に副館長及び専門職員計 10 名が派遣され、県立博物館の業務に当たっている。

◆運営形態の概要



【学芸業務*】

- ① 総務企画調整
- ② 展示活動
- ③ 資料収集保管
- ④ 調査研究活動
- ⑤ 教育普及活動
- ⑥ 資料等管理



県立博物館

【職員構成】(R3 年 4 月現在)

- 館長 1 名
- 副館長（県派遣）1 名
- 専門職員（県派遣）9 名
- 事業団職員 10 名

【学芸部門 6 領域】 地質・考古・歴史・民俗・生物・文化財科学

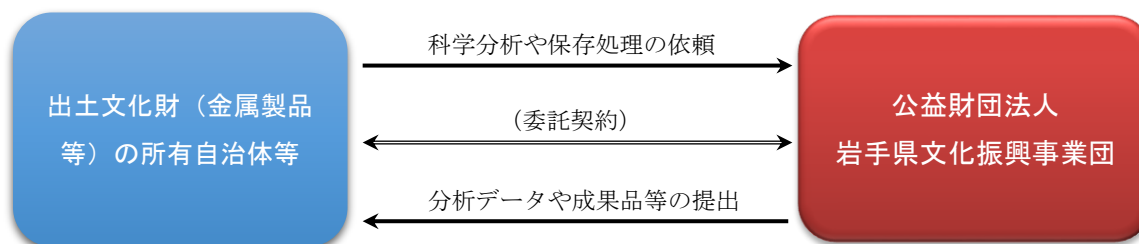
(2) 文化振興事業団においては、県から委託された学芸業務のほかに、県立博物館の調査研究機能を活用して、文化財の科学的調査及びその結果に基づく保存処理を自主的な受託研究業務（事業）として実施してきた。

一般に文化財の科学的調査は、構造（物性）・製作技法・産地・年代等を知ることを目的にしており、これらの分析によって得られたデータは、保存処理方法を決定するうえでの重要な手掛かりとなることはもちろんのこと、古い時代の出来事を解明するうえでの貴重な学術資料として活用される。

出土した金属製品は、空気に触れることで急激に劣化する性質があることから、その対策として錆落としや塩分除去（脱塩）、樹脂等により強度を高める（補強）など、保存性を高める処理（保存処理）を行う必要がある。

県立博物館は、平成 3 年度（試行は平成 2 年度）から、出土した金属製品等の「科学分析」や「保存処理」を行う受託研究業務（以下「受託業務」という。）を、所有者である県内外の自治体等から受託し、その要請に応じてきた。

◆受託研究業務（事業）の概要



2 本事案のこれまでの経緯

- (1) 県立博物館が平成 26 年度に文化振興事業団が所管する埋蔵文化財センターから受託していた出土品の受託業務においては同年 8 月に、同様に野田村教育委員会からの受託業務においては同年 11 月に、いずれも受託者に無断で受託資料からの切取りによるサンプル採取が行われていたことが内部職員の申し出により発覚した。
- (2) さらに、野田村教育委員会からの受託業務においては、受託資料（出土品）の一つが所在不明（紛失）となり、受託者に無断でそのレプリカを作製したことや無断でサンプル採取した痕跡を X 線写真撮影でも分からないように他の金属で充填する行為があったことが明らかとなった。
- (3) 文化振興事業団は、県教育委員会との協議を踏まえ、平成 28 年 3 月に、上記(1)及び(2)の不適切な行為を行った専門職員（県教育委員会から文化振興事業団への派遣職員。以下「当該専門職員」という。）に対し、文書訓告措置を行った。
- (4) 元県立博物館職員による報道機関への情報提供などが発端となり、令和元年 6 月 5 日、新聞紙面に「岩手県立博物館学芸員が所有者に無断で金属製の文化財の一部を切り取る行為を繰り返していた」との記事が掲載され、他の報道機関も相次いで報道した。
- (5) 県教育委員会では、この事態を重く受け止め、県立博物館及び文化振興事業団との連携協力の下、文化庁の助言を得ながら、主体的に調査を進めることとし、県教育委員会内に教育次長をリーダーとする調査チームを設置した。また、同調査チームに県外の専門機関等から 5 名の有識者アドバイザーを加え、専門的な立場からの助言・指導を得ながら、調査に当たってきた。
- (6) 調査の過程時点で、県立博物館内に契約書類が残されている平成 16～30 年度の期間の受託業務の件数は 269 件、調査対象資料（受託業務で取り扱った文化財資料をいう。以下同じ。）は 5,932 点（※）に上ることが判明した。
- (7) 調査対象資料には、平泉町の柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財が含まれていたことから、その調査を最優先に進めることとした。また、調査を進める中で、他道県の重要文化財も含まれていることも判明し、これらも優先的に調査を進めることとした。

- (8) 重要文化財に関する調査結果については、随時公表することとし、これまで、四度（令和元年12月16日公表分【中間報告】、令和2年3月16日公表分、令和2年8月24日公表分、令和2年11月16日公表分）にわたって公表してきた。
- (9) 重要文化財調査終了後は、一般文化財の調査等を進めた。

※ 受託業務件数、調査対象資料点数は、令和元年7月現在の速報値的調査結果である。その後、調査を進める過程において、調査対象資料点数の重複や計上漏れ等に関する精査を行い、受託業務件数、調査対象資料点数ともに最終的な数値を確定させた。（9ページ参照）

II これまでの主な公表内容（重要文化財に関する調査結果等）

1 令和元年12月16日公表分【中間報告】

(1) 文化財資料における無断切取り行為の有無について

県立博物館に保存されている平成16年度以降の委託契約資料から調査対象となる受託業務数及び調査対象資料点数を確認し、採取されたサンプル残や受託業務毎の作業記録カード（当該専門職員から作業員に対する作業指示が記載されたもの。県立博物館では「保存処理カード」とも呼ばれていた。）等の詳細資料との突合せを行い、以下の手順で調査を進めてきた。

重要文化財については、X線写真をもとに、有識者アドバイザーの指導・助言を得ながら、関係資料と照合するなどして、無断切取り行為の有無を判断した。

【調査方法の主な流れ】

- ① 調査対象に関する資料等、把握できた情報のリスト化
- ② サンプル採取の承諾の有無の確認
(科学分析結果の発掘調査報告書等への掲載の有無、所有者からの聴き取り調査)
- ③ 採取されたサンプル残（県立博物館に保管されているサンプル）の確認
なお、サンプルは、主に次の2種類がある。

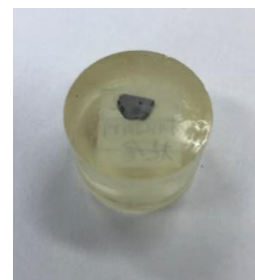
【溶液サンプル】

採取した試料を溶液に溶かしたものを。
分析機器にかけて、科学分析（元素分析等）を進める。



【樹脂詰めサンプル】

採取した試料片を樹脂で固めたもの。
500円玉程度の大きさの円柱形状。
分析機器にかけて科学分析（組織観察等）を進める。



- ④ 作業記録カード等の記述内容（サンプル採取指示表記等）の確認
- ⑤ X線写真の撮影（令和元年10月1日以降に、東北歴史博物館等において実施）
- ⑥ 有識者アドバイザーの指導助言によるX線写真の精査
- ⑦ 当該専門職員からの聴き取り調査
- ⑧ 有識者アドバイザー会議による協議を踏まえた無断切取り行為の有無の判断等

ア 平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（調査対象 76 点）の調査結果

依頼者及び遺跡名	調査対象資料点数	無断切取り点数
岩手県「柳之御所・平泉遺跡群」(H22 年指定)	13	2 (火舎・花瓶)
平泉町「柳之御所・平泉遺跡群」(H22 年指定)	63	0

(ア) 岩手県所有分（調査対象 13 点）の調査結果

岩手県所有分 13 点のうち、「火舎、花瓶」2 点に対して、重要文化財指定（H22）後に無断切取り行為が行われていたことが判明した。

火舎(上面)



花瓶



(イ) 平泉町所有分（調査対象 63 点）の調査結果

平泉町所有分 63 点については、承諾の有無が不明なものや切取り痕跡を確認できないものなどがあったが、無断切取り行為は確認されなかった。

(ウ) 当該専門職員の平泉の重要文化財に係る無断切取り行為について

今回の調査で得た資料を基に当該専門職員からの聴き取り調査をした結果等から、次のことが明らかになった。

- ① 岩手県所有の「火舎、花瓶」について、平成 24 年度に、当該専門職員の指示の下、作業員によってサンプル採取（切取り）が行われた。その際の受託内容は保存処理のみであり、依頼者（岩手県）の承諾及び文化庁の許可がないことは明らかであることから、「無断切取り」に当たる。
- ② サンプル採取は、ダイヤモンドカッター（グラインダー）により、口縁部から行われた。
- ③ 当該専門職員には、調査対象資料は重要文化財であるとの認識はあったものの、「サンプル採取について、深刻に考えていなかった」と述べている。
- ④ サンプル採取の目的は、学術情報収集（活用、保存を含む）のためであった。この事案のサンプルは、保管されたまま化学分析は行われていない。

イ 当該専門職員の文化財の切取り行為について

当該専門職員の無断切取り行為への関わりについては、今般、平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（特に、火舎、花瓶等）の調査結果を当該専門職員に対して具体的に示しながら聴き取り調査を行い、アのことが明らかになった。また、重要文化財以外の文化財を含めた切取り行為への関わりについては、次のようなことが明らかになった。

- (ア) 県立博物館における文化財の切取り行為は、当該専門職員自身や当該専門職員の指示を受けた作業員が行ったものであったこと。

なお、文化財資料に対する具体的な作業は数名の作業員が行うことが多いが、あくまで与えられた指示に従って進められており、作業員が独断で指示のない作業を行うことはなかったこと。

(イ) サンプル採取の目的は、保存処理方法等の見極めと学術情報収集（活用、保存を含む）にあったこと。

(ウ) 本来は、依頼者の承諾を得た上でサンプル採取を行うべきところ、作業の円滑化や効率化（スピードアップ）を意識したため、承諾を得る手順を怠った（省略した）ものがあること。

(2) 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成 26 年度無断切取り行為等事案発覚当時の対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案に関わった県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の関係者に対する聴き取り調査を実施するとともに、関係書類などの確認調査等を行った。

ア 県立博物館及び文化振興事業団の状況

(7) 事案発生当時の究明対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案の発生後、県立博物館において当該専門職員を含む内部職員に対する聴き取り調査が行われた。この調査において、当該専門職員は、サンプル採取は業務を開始した平成 2 年当時から行っていることを認めており、平成 26 年度無断切取り行為等事案以外にも無断切取りがなされている可能性を念頭に置いた調査が必要であったが、結果として、今般の不適切行為事案の発覚につながるような事実解明は行われず、不十分な調査に終わった。

(イ) 文化振興事業団の事故報告書について

平成 27 年 3 月 30 日付けで文化振興事業団から県教育委員会事務局あてに提出された平成 26 年度無断切取り行為等事案に係る事故報告書には、事故の原因として「業務受託に当たり、同様の行為が長年にわたり繰り返し実施され、『文化財を傷つけている』という感覚が薄れているものと思慮される」と記述され、また、事故報告書の添付文書には、「上記 2 件（平成 26 年度無断切取り行為等事案）以外の保存修復業務について、不適切な行為があったかどうかの事実確認はできておらず、今後も順次検証することとしていることから、確認でき次第報告する」との記述が添えられているものの、この点に関して十分な調査は行われることなく、その後県教育委員会事務局に対して新たな事案の報告はなされなかった。

(ウ) 無断切取り行為は非違行為に当たるかどうかの確認について

文化振興事業団からの事故報告書提出後、県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局（生涯学習文化課）の三者で協議がなされ、無断切取りによるサンプル採取（破壊分析行為）が非違行為に当たるかどうかについて、客観的見解を得るため、県外専門機関等から聴き取り調査を行うことの必要性などが確認され、その後県立博物館によって当該調査が行われた。

その調査結果等を踏まえ、文化振興事業団から県教育委員会事務局に対して、平成 26 年度無断切取り行為等事案について「不適切な行為が数多くあるが、明らかな法律違反といえるものではなく、被害者も謝罪を受け入れていることから、戒告以上の懲戒処分は難しいと考える」ことなどを内容とする平成 28 年 2 月 17 日付け追加報告書が提出された。

(エ) 県立博物館及び文化振興事業団における組織的対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案については、(ア)～(ウ)の経過をたどり、結局、他に無断切取り行為が行われているか否かについて、対象を広げて調査がされることはなかった。

本事案発生の背景には、当該業務の専門性が高く、その詳細を容易に理解できる人材が限られていたことや、当該専門職員のコンプライアンス意識の欠如が根底にあり、加えて組織マネジメントの不足や危機管理対応の不十分さがあった。

また、調査対象が広げられなかったことについては、県立博物館における事案への対応が特定の職員に集中していた状況が認められ、当該職員へのバックアップを含め、全容解明に向けて県立博物館及び文化振興事業団組織全体で取り組む姿勢や体制が不十分であったことが一因と考えられる。

イ 県教育委員会事務局の状況

(ア) 事故報告を受けた後の措置検討について

県教育委員会事務局（教職員課）において、文化振興事業団からの事故報告書の提出の後、追加報告書の提出を待って措置検討が行われた。

その結果、平成 26 年度無断切取り行為等事案については、「文書訓告が適当」と判断され、その旨文化振興事業団に通知された。

なお、本措置は、職員派遣契約書の規定に基づき、派遣元の県教育委員会と派遣先の文化振興事業団が協議のうえで、行為の内容が文化振興事業団の業務に深く関わるものであることから、管理監督すべき文化振興事業団から当該専門職員に対して行われたものであった。

(イ) 措置の実施と他の切取り行為事案の調査について

文化振興事業団による事故報告書には、他の切取り行為事案の有無を確認するための調査を行い、確認次第報告する旨が記載されていたにもかかわらず、その後の報告

はなされなかった。

県教育委員会事務局（教職員課）においては、平成 28 年 2 月に、県立博物館による県外専門機関等からの聴き取り調査結果に関する追加報告書の提出を受け、またそれ以上の報告が無かったことから、措置検討が行われたものである。

(ウ) 県教育委員会における組織的対応について

平成 26 年度無断切取り行為等事案の発覚を受け、事業実施の当事者である県立博物館及び文化振興事業団は、他に同様の事案がないかどうか調査を進めるべきであったが、県教育委員会事務局も、事故報告書等の情報を踏まえ、事案の広がりの可能性などを見通しながら当該調査の実施を指導・支援する姿勢が必要であった。

また、そういった機会を逸し、今般の元県立博物館職員の報道機関への情報提供などを発端とする本事案の発覚という事態につながった背景には、当該業務が高い専門性に基づく、文化振興事業団の自主事業によるものであったこと、県立博物館及び文化振興事業団との情報の共有や連携の不足、危機管理対応の不十分さがあった。

2 令和 2 年 3 月 16 日公表分

(1) 他道県の重要文化財資料における無断切取り行為の有無について

依頼者及び遺跡名	調査対象資料点数	無断切取り点数
北海道枝幸町「目梨泊遺跡」 <small>めなしどまりいせき</small> (H12 年指定)	1	0
北海道上ノ国町「勝山館跡」 <small>かつやまだてあと</small> (H20 年指定)	9	0

(2) 調査時における八戸市丹後平古墳群重要文化財のき損について

令和 2 年 1 月 18 日、県立博物館で X 線写真撮影を行うため、八戸市博物館において、専門業者により運搬専用車積み込みのための梱包作業中、資料 1 点「方頭大刀」ほうとうたちが折損した。直ちに文化庁に報告のうえ、その指導の下、修理を進めた。

これ以後、重要文化財の岩手県立博物館への運搬は中止とし、移動 X 線撮影車により、2 月 25～26 日に現地において撮影を実施し、完了した。

(3) 文化振興事業団による当該専門職員への措置について

内容	令和 2 年 3 月 16 日をもって解雇とする（2 月 14 日に解雇予告）
理由	事業団の就業規程に規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当 ○ 職務に直接関連する法令違反（文化財保護法等）の経歴を過去に有することが発覚し、その影響が現在も事業団の信用失墜の最大の要因となっている。 ○ 平成 26 年当時の調査時と同様に、今回の調査でも虚偽の説明をして事実を隠蔽する姿勢が見られるなど、事業団職員としての職務能力、適格性が欠如している。

3 令和2年8月24日公表分

他道県の重要文化財資料における無断切取り行為の有無について

依頼者及び遺跡名	調査対象資料点数	無断切取り点数
青森県八戸市「丹後平古墳群」 <small>たんごたいこふんぐん</small> (H30年指定)	79	0

なお、今回の調査の中で有識者アドバイザーから、試料採取について所有者からの科学分析の依頼を受け、採取位置などについては受託者側に任されていたものであるが、所有者に対し事前に試料採取の位置や大きさなどについての十分な説明を行っておく必要があったと指摘された。

4 令和2年11月16日公表分

他道県の重要文化財資料における無断切取り行為の有無について

依頼者及び遺跡名	調査対象資料点数	無断切取り点数
福井県「一乗谷朝倉氏遺跡」 <small>いちじょうだにあさくらし</small> (H19年指定)	27	0

なお、今回の調査の中で有識者アドバイザーから、当該専門職員の論文に記載されている試料採取量と実際に計測した試料採取量に乖離があったことから、科学分析の情報を正確に記述し、所有者に対して十分な説明が必要であったと指摘された。

Ⅲ 重要文化財調査終了後の調査

令和2年11月16日の公表をもって、全ての重要文化財の調査が終了したことから、以降、一般文化財の調査を進めてきた。調査の内容は主に次のとおりである。

1 県立博物館における資料調査、リスト化及び保存処理等の取扱点数の確定

県立博物館において、残されている契約書類、採取されたサンプル、作業記録カードなどの資料を基に、依頼者毎の文化財資料のリスト化を行った。また、これらの資料により、県立博物館において保存処理等を行った点数を確定した。

2 調査対象資料（点数）の確定

1のリスト化した文化財資料のうち、契約書類が保存されている平成16年度以降の調査対象資料の点数を確定した。

なお、契約書類が保存されていない平成15年度以前であっても、依頼者側に契約書類が残っており、切取りの承諾の有無が明確に判断できる場合は、調査対象資料とした。

3 県教育委員会事務局における調査

県教育委員会事務局は、県立博物館が作成した資料を基に、調査対象資料に係る依頼者に対して調査の内容や状況を説明するとともに、「無断切取り行為」に関する事実関係を確認した。

IV 調査結果概要

1 県立博物館における文化財資料の保存処理等の取扱点数について

- (1) 県立博物館における文化財資料の保存処理等は、受託業務が試行開始された平成2年度より前の昭和57年度から行われていた。
- (2) 北海道地方、東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、九州地方の28都道府県の機関等から依頼を受けて保存処理等が行われており、依頼者数は182、取扱点数は21,975点、残されていたサンプル数は8,354点に上る。

【取扱点数等一覧】(昭和57年度～平成30年度)

地域区分	依頼者数	取扱点数	サンプル数
北海道地方	28	4,566点	2,564点
東北地方(岩手県を除く)	42	3,568点	1,393点
岩手県	35	9,335点	1,567点
関東地方	42	2,477点	1,345点
中部地方	12	1,712点	1,285点
近畿地方	7	51点	32点
中国地方	9	199点	115点
九州地方	7	67点	53点
合計	182	21,975点	8,354点

※ 取扱点数21,975点には、公表済の重要文化財192点を含む。

2 調査対象資料(点数)について

	契約書類が保存されている平成16(15)～30年度の期間	
	受託件数	調査対象資料点数
確定数(H15～) ※1	276件	5,301点 ※2
中間報告(令和元年12月16日)時点公表数(H16～)	269件	5,932点

※1 調査の過程において、受託件数の計上漏れがあったこと、複数年にわたる1契約1点を2点とカウントしていたなどの調査対象資料点数の二重計上等があったことが判明したことから、受託件数は増加し、調査対象資料点数は減少している。

- ・ 受託件数：計上漏れ13件、二重計上等6件、計7件増加
- ・ 調査対象資料点数：計上漏れ161点、二重計上等792点、計631点減少

※2 調査対象資料数5,301点には、公表済の重要文化財39点を含む。

3 一般文化財における無断切取り行為の有無について

無断切取り行為の有無は、次の手順等により確認の上、判断した。

※ ここでは、重要文化財以外の文化財資料のことを「一般文化財」と呼称する。

- (1) 当該専門職員は基本的には採取したサンプルを残している。サンプルが採取された資料は、科学分析のために切取り等が行われたものである。

- (2) 受託業務と実際の処理内容が合っているかどうかを、契約書類、残されたサンプル、作業記録カード等により確認した。
- (3) 保存処理を依頼されているにも関わらずサンプルが残されている場合、依頼者が刊行した科学分析の結果が掲載された発掘調査報告書の有無を確認するとともに、依頼者に対し、科学分析（切取り行為）をすることの承諾の有無について確認した。
- (4) 調査の結果、調査対象資料 5,301 点のうち、サンプルが残されていた点数は 1,479 点、そのうち無断切取りの有無が判断できない「不明」が 31 点、無断切取りと判断したものは 101 点だった。

【調査対象資料点数等一覧】

地域区分	依頼者数	受託件数	調査対象資料点数	取扱年度	サンプル数	不明点数	無断切取り点数
北海道地方	11	51 件	1,799 点	H15～	797 点	0 点	0 点
東北地方 (岩手県を除く)	8	14 件	86 点	H16～	41 点	6 点	0 点
岩手県	16	175 件	3,069 点	H16～	451 点	25 点	101 点
関東地方	9	30 件	292 点	H16～	141 点	0 点	0 点
中部地方	1	2 件	15 点	H16～	15 点	0 点	0 点
近畿地方	0	0 件	0 点	—	— 点	— 点	— 点
中国地方	3	4 件	40 点	H16～	34 点	0 点	0 点
九州地方	0	0 件	0 点	—	— 点	— 点	— 点
合計	48	276 件	5,301 点		1,479 点	31 点	101 点

【無断切取りと判断した一般文化財資料について】

依頼者	取扱年度	無断切取り点数	備考
紫波町	H26	8 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
奥州市	H24	11 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
宮古市	H21	2 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
軽米町	H23、H24	9 点	依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
野田村	H26	32 点	平成 26 年度に発生した無断切取り事案のもの。
(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター	H24、H26	39 点	平成 26 年度に発生した無断切取り事案のもの他、依頼者の承諾を得ずにサンプル採取が行われたものがあり、無断切取り行為と判断した。
合計		101 点	

V 再発防止に向けた対策

1 県教育委員会事務局における対策

本事案の発生を受け、有識者アドバイザーからいただいた指導・助言を基に、再発防止に向けた対策を講じていく。

(1) 公共財への意識を高めるためのコンプライアンス研修等の実施

本事案は、国民・県民等共有の文化的資産としての公共財を扱う意識の欠如が大きな要因となっていることから、県立博物館や文化振興事業団職員を主な対象とし、関係団体及び市町村関係者にも呼びかけ、コンプライアンス研修を実施してきた。

今後においてもコンプライアンス研修を継続して実施し、公共財への意識の向上等を図っていく。

また、関係団体や市町村におけるコンプライアンス向上等についての取組に関する実践交流の場を設けるなど、周知啓発を図っていく。

(2) 「組織マネジメント上の課題」の報告

組織運営上の課題の発生や状況の把握等については、早い段階での関係組織間の情報共有が重要である。本事案の発生を受け、令和2年1月から、県立博物館等の社会教育施設から文化振興事業団等の指定管理者経由で県教育委員会事務局に利用者実績等の月例報告の内容に「組織マネジメント上の課題」の項目を加え、情報共有を図ってきた。

今後においても報告を継続させ、関係組織間で情報共有を図りながら、それぞれの組織において適切な運営を図っていく。

2 県立博物館及び文化振興事業団における対策

(1) 適切な博物館運営に向けた対策

ア 本事案発生後の県立博物館の対策

本事案の発生を受け、県立博物館において、再発防止のために次の対策を講じてきた。

(ア) チェック体制の強化

各種業務において、情報共有者を拡充し、決裁過程でのチェック体制を強化した。

(イ) 日々の課題等への対応

随時、管理者や関係職員が対応策を検討し解決を図るとともに、必要に応じて定例会議等の場において、職員間の情報共有と不祥事再発防止等の意識付けを行うこととした。

(ウ) 不祥事案への対応

不祥事案が発生した場合、館長、副館長、各課長、各部門長を構成員とする対策会議を設置し、対策を検討するとともに、県教育委員会や文化振興事業団と連携を図りながら適切に対応し、早期解決につなげることとした。

イ 更なる対策

上記アのとおり対策を講じてきたが、対策の形骸化を防止するため、県教育委員会事務局は、文化振興事業団及び県立博物館に対し、今回の最終調査結果報告に対する措置状況について報告を求めるとともに、次の事項について定期的に対策の実効性の確認と

見直しを図るよう求めていく。

- (ア) 複数体制による業務推進や情報共有の場作り等、互いの業務内容の見える化
- (イ) 外部からの依頼の受入から完了報告までの一連の業務について、専門職員のみならず、行政職員等もチェック可能な部署の枠を超えた体制作り
- (ウ) 文化財等の資料の取扱いにあたり、最新の情報収集や専門職員としての研修研鑽に努めながら倫理観の醸成を図り、その内容を全体で共有できる仕組み作り
- (エ) 不祥事案が発生した際、組織として迅速かつ適切に対応できる体制作り
- (オ) 文化振興事業団における、県立博物館の運営状況の把握と適切な指導助言が可能な体制作り

(2) 文化財資料の保存処理及び科学分析業務への対応

本事案発生後、県立博物館においては金属製品等の保存処理及び科学分析の受託業務を停止している。県内外の関係者や県民の皆様の信頼を失墜させた責任は大きく、本事案の事実解明に全力を挙げてきた。

一方で、文化財を適切に保護していくにあたり、県立博物館は県内の保存処理の拠点として、次の対応が求められる。

- ア 埋蔵文化財の発掘調査が続く限り、保存処理が必要な文化財資料が出土し、既存の資料も必ず劣化が進行するため、資料保全に関する処置を行うこと。
- イ 本事案発生後も資料保存に関わる問い合わせや保存処理実施の要望があり、特に金属製品及び木製品の保存処理と燻蒸は要望が多いことから、その要望に応えること。
- ウ 近年多発している豪雨災害等による文化財資料の水損等に対する適切な処置を行うこと。

そのため、文化財資料の保存処理等がより適切に行われるよう、積極的に再発防止に向けた取組等についての情報発信に努めるとともに、関係団体等との共通理解の場を設け、県内外の関係者や県民の皆様の信頼回復に努めていく。

一般文化財 調査結果一覧表

No	依頼者	遺跡名	資料名	委託年(度)	サンプル (試料)	承諾の有無	無断切取り 判定
1	紫波町	比爪館（ひづめだて）	しょうとう 小刀	平成26年度	あり	無し	無断
2	紫波町	比爪館（ひづめだて）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
3	紫波町	比爪館（ひづめだて）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
4	紫波町	比爪館（ひづめだて）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
5	紫波町	比爪館（ひづめだて）	てつぞく 鉄鏃	平成26年度	あり	無し	無断
6	紫波町	高水寺城（こうすいじじょう）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
7	紫波町	高水寺城（こうすいじじょう）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
8	紫波町	高水寺城（こうすいじじょう）	釘	平成26年度	あり	無し	無断
9	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	とうす 刀子	平成24年度	あり	無し	無断
10	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	ひうちがね 火打金	平成24年度	あり	無し	無断
11	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	釘	平成24年度	あり	無し	無断
12	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	釘	平成24年度	あり	無し	無断
13	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	釘	平成24年度	あり	無し	無断
14	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	釘	平成24年度	あり	無し	無断
15	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
16	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
17	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
18	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
19	奥州市	白鳥館（9次）（しろとりたて）	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
20	宮古市	島田Ⅱ（しまだ）	てつおの 鉄斧	平成21年度	あり	無し	無断
21	宮古市	島田Ⅱ（しまだ）	てつぞく 鉄鏃	平成21年度	あり	無し	無断
22	軽米町	大開（おおびらき）	てつおの 鉄斧	平成23年度	あり	無し	無断
23	軽米町	大開（おおびらき）	とうす 刀子	平成23年度	あり	無し	無断
24	軽米町	大開（おおびらき）	てつぞく 鉄鏃	平成23年度	あり	無し	無断
25	軽米町	大開（おおびらき）	ぼうすいしゃ 紡錘車	平成23年度	あり	無し	無断
26	軽米町	袖の平（そでのたい）	いたじょう 板状鉄製品	平成23年度	あり	無し	無断

一般文化財 調査結果一覧表

No	依頼者	遺跡名	資料名	委託年(度)	サンプル (試料)	承諾の有無	無断切り 判定
27	軽米町	袖の平(そでのたい)	釘	平成23年度	あり	無し	無断
28	軽米町	袖の平(そでのたい)	釘	平成23年度	あり	無し	無断
29	軽米町	袖の平(そでのたい)	鉄(不明)	平成24年度	あり	無し	無断
30	軽米町	袖の平(そでのたい)	釘	平成24年度	あり	無し	無断
31	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
32	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
33	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	かなわ 鉄輪	平成26年度	あり	無し	無断
34	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	すき 鋤	平成26年度	あり	無し	無断
35	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	すき 鋤	平成26年度	あり	無し	無断
36	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	すき 鋤	平成26年度	あり	無し	無断
37	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	すき 鋤	平成26年度	あり	無し	無断
38	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつぼう 鉄棒	平成26年度	あり	無し	無断
39	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつぞく 鉄鍬	平成26年度	あり	無し	無断
40	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	きやくちかなぐ 鞆口金具	平成26年度	あり	無し	無断
41	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
42	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつぼう 鉄棒	平成26年度	あり	無し	無断
43	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	釘	平成26年度	あり	無し	無断
44	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
45	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	すき 鋤	平成26年度	あり	無し	無断
46	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
47	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつぼう 鉄棒	平成26年度	あり	無し	無断
48	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつたく 鉄鐙	平成26年度	あり	無し	無断
49	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	しゃくじょう 錫杖状鉄製品	平成26年度	あり	無し	無断
50	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
51	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
52	野田村	平清水Ⅲ(ひらしみず)	てつぞく 鉄鍬	平成26年度	あり	無し	無断

一般文化財 調査結果一覧表

No	依頼者	遺跡名	資料名	委託年(度)	サンプル (試料)	承諾の有無	無断切取り 判定
53	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	てつぼう 鉄棒	平成26年度	あり	無し	無断
54	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
55	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
56	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
57	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
58	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
59	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
60	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
61	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
62	野田村	平清水Ⅲ (ひらしみず)	不明金属	平成26年度	あり	無し	無断
63	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
64	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
65	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
66	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
67	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
68	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
69	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
70	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
71	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつぞく 鉄鋸	平成24年度	あり	無し	無断
72	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	こがたな 小刀	平成24年度	あり	無し	無断
73	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	とうす 刀子	平成24年度	あり	無し	無断
74	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ぎよぶらう 香葉	平成24年度	あり	無し	無断
75	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ほうすいしや 紡錘車	平成24年度	あり	無し	無断
76	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ほうすいしや 紡錘車	平成24年度	あり	無し	無断
77	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	かま 鎌	平成24年度	あり	無し	無断
78	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ておの 手斧	平成24年度	あり	無し	無断

一般文化財 調査結果一覧表

No	依頼者	遺跡名	資料名	委託年(度)	サンプル (試料)	承諾の有無	無断切取り 判定
79	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	きょうづつ 経筒 (蓋)	平成24年度	あり	無し	無断
80	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	きょうづつ 経筒 (蓋)	平成24年度	あり	無し	無断
81	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	てつけい 鉄髻	平成24年度	あり	無し	無断
82	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ちゅうぞう 鑄造鉄片	平成24年度	あり	無し	無断
83	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ちゅうぞう 鑄造鉄片	平成24年度	あり	無し	無断
84	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ちゅうぞう 鑄造鉄片	平成24年度	あり	無し	無断
85	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	ちゅうぞう 鑄造鉄片	平成24年度	あり	無し	無断
86	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	なべ 鍋	平成24年度	あり	無し	無断
87	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	なべ 鍋	平成24年度	あり	無し	無断
88	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	いたじょう 板状鉄製品	平成24年度	あり	無し	無断
89	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	いたじょう 板状鉄製品	平成24年度	あり	無し	無断
90	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	いたじょう 板状鉄製品	平成24年度	あり	無し	無断
91	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	いたじょう 板状鉄製品	平成24年度	あり	無し	無断
92	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	びょう 鋳	平成24年度	あり	無し	無断
93	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	びょう 鋳	平成24年度	あり	無し	無断
94	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
95	(公財) 埋蔵文化財 センター	不動館跡 (ふどうだてあと)	不明金属	平成24年度	あり	無し	無断
96	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	てつぞく 鉄鏃	平成26年度	あり	無し	無断
97	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
98	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	てつぞく 鉄鏃	平成26年度	あり	無し	無断
99	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	てつぞく 鉄鏃	平成26年度	あり	無し	無断
100	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	とうす 刀子	平成26年度	あり	無し	無断
101	(公財) 埋蔵文化財 センター	千苺 (せんがり)	ぼうじょう 棒状鉄製品	平成26年度	あり	無し	無断

<参考資料>

これまで公表した重要文化財調査結果一覧表

**令和元年12月16日公表【中間報告】
平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群 重要文化財の調査結果一覧表**

[岩手県所有分] 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル(試料)		サンプル採取痕跡(切取り痕跡)	承諾の有無	無断切取り判定	備考
				溶液	樹脂				
1	こぎね 小札	柳之御所	平成12年度			○	不明		
2	小札	柳之御所	平成12年度			○	不明		
3	小札	柳之御所	平成12年度			○	不明		
4	ないじ てつなべ 内耳鉄鍋	柳之御所	平成2年頃科学分析			○ (サンプル採取の経緯不明)	有	(調査継続)	発掘調査報告書に科学分析結果報告あり
			平成22年度き損 平成24年度修理保存処理(契約書類有)	○ さび	無				
5	とうす 刀子	柳之御所	平成12年度			○	不明		
6	刀子	柳之御所	平成12年度						
7	かしゃ 火舎	柳之御所	平成24年度保存処理(契約書類有)	○	○	○	無	無断	
8	けびょう 花瓶	柳之御所	平成24年度保存処理(契約書類有)	○	○	特定できない	無	無断	
9	環状金具	柳之御所	平成12年度						
10	ひさげかなく 提子金具	柳之御所	平成12年度						
11	くつわざん けつ 轡 残欠	柳之御所	平成2年頃			特定できない	有		発掘調査報告書に科学分析結果報告あり
12	ぎょうよう ざんけつ 香葉 残欠	柳之御所	平成2年頃			特定できない	有		発掘調査報告書に科学分析結果報告あり
13	金槌	柳之御所	平成2年頃			特定できない	有		発掘調査報告書に科学分析結果報告あり

※平泉遺跡群(柳之御所遺跡ほか)出土品の重要文化財指定年月は平成22年6月

主な(列)項目	説明
委託年(度)	① 契約等の関係書類が残っていた場合はその年度(年)、残っていない場合には当時の担当者など関係者からの聴き取りを行い、確認できた場合にはその年(度)を表示 ② 契約書が残っている場合は、「(契約書類有)」と表示
サンプル(試料)	① 切り取られたサンプルは溶液あるいは樹脂詰めにして保管されており、確認した場合は「○」と表示 ② 取扱いの際に、剥落あるいは出土品表面に付着していた錆を取り除き、それを使って溶液化したものについては「○さび」と表示
サンプル採取痕跡(切取り痕跡)	① X線撮影結果により、切取った痕跡が確認できた場合は「○」と表示 ② 発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されている、あるいは残存するサンプルを確認しているにもかかわらず、X線撮影結果では切取り痕跡を確認できなかった場合は「特定できず」と表示 ③ X線写真で切取り痕跡が疑われる箇所が存在したものの、明らかに切取り痕跡と断定できなかった場合は「不明」と表示
承諾の有無	① サンプル採取にかかる所有者の承諾について、発掘調査報告書に科学分析結果が掲載されている場合は承諾「有」と表示 ② 所有者からの承諾が無い場合は「無」と表示(重要文化財指定後) ③ 所有者からの聴き取り結果等により、承諾したか否か確認できなかった場合は「不明」と表示
無断切取り判定	○ 各項目の結果及び聴き取り等の周辺状況調査結果を総合的に勘案し、無断切取りが行われたと判断された場合に「無断」と表示

[平泉町所有分] 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		サンプル採取痕跡 (切取り痕跡)	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	銅鏡	柳之御所	平成2年						
2	銅鏡	柳之御所	平成4年頃						
3	銅銭	志羅山	平成11年度						
4	輪燈	伽羅之御所	平成4年度			特定できない	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
5	輪燈	伽羅之御所	平成4年度		○	特定できない	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
6	銅野沓	観自在王院跡	平成4年度						
7	轡	志羅山	平成11年度	○	○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)に記載のあった「5か所」以外にも、切取り痕跡が「2か所」あった。
8	金銅鞍	柳之御所	平成4年度						
9	鉄鏃	泉屋	平成12年度						
10	鉄鏃	泉屋	平成12年度						
11	鉄鏃	泉屋	平成12年度			○	不明		
12	鉄鏃	志羅山	平成4年頃	○	○	○	不明		
13	鉄鏃	中尊寺	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
14	鉄鏃	白山	平成4年度			○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
15	鉄鏃	柳之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
16	鉄鏃	柳之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
17	鉄鏃	柳之御所	平成4年頃						
18	鉄鏃	柳之御所	平成4年度						
19	鉄鏃	柳之御所	平成2年		○	特定できない	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
20	鉄刀	柳之御所	平成4年頃						
21	鉄鏃先	柳之御所	平成2年		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
22	鉄鏃先	柳之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
23	鉄鉈	柳之御所	平成4年度						
24	刀子	泉屋	平成12年度						

[平泉町所有分] 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		サンプル採取痕跡 (切取り痕跡)	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
25	刀子	伽羅之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
26	刀子	柳之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
27	刀子	柳之御所	平成4年度			不明			
28	刀子	柳之御所	平成4年度			特定できない	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
29	てつかはなはさみ 鉄金鋏	柳之御所	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
30	てつはさみ 鉄鋏	無量光院跡	平成10・11年頃			○	不明		
31	鉄毛抜	無量光院跡	平成10・11年頃						
32	てつぼうすいしや 鉄紡錘車	志羅山	平成5年頃			○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
33	鉄紡錘車	志羅山	平成10年度	○	○	○	不明		
34	こくがもん 刻画文 せいどうせいひん 青銅製品	柳之御所	平成4年頃						
35	金銅板	志羅山	平成10・11年頃						
36	環状金具	泉屋	平成12年度						
37	環状金具	泉屋	平成12年度						
38	鉄環	泉屋	平成12年度						
39	環状金具	志羅山	平成9年度						
40	どうひさげかなぐ 銅提子金具	志羅山	平成4年度						
41	銅提子金具	志羅山	平成9年度						
42	銅飾金具	花立 I	平成9年度						
43	銅飾金具	花立 I	平成9年度						
44	銅環	花立 I	平成9年度						
45	角釘	泉屋	平成12年度						
46	角釘	泉屋	平成12年度						
47	角釘	泉屋	平成12年度						
48	角釘	泉屋	平成12年度						

[平泉町所有分] 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		サンプル採取痕跡 (切取り痕跡)	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
49	角釘	泉屋	平成12年度						
50	角釘	泉屋	平成12年度						
51	角釘	泉屋	平成12年度						
52	角釘	志羅山	平成5年頃		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
53	角釘	志羅山	平成10年度	○	○	○	不明		
54	角釘	志羅山	平成10年度	○	○	○	不明		
55	角釘	無量光院	平成10・11年頃			○	不明		
56	角釘	無量光院	平成10・11年頃			○	不明		
57	角釘	無量光院	平成10・11年頃			○	不明		
58	角釘	無量光院	平成10・11年頃						
59	尖頭器状	衣関	平成4年度		○	○	有		発掘調査報告書(科学分析結果)には「保存処理をする際に採取することができた錆片を用いた」と記載
60	カギ状	志羅山	平成10年度	○	○	○	不明		
61	楔状	柳之御所	平成4年度						
62	不明鉄製品	柳之御所	平成4年度						
63	不明金銅製品	柳之御所	平成4年度						

令和2年3月16日公表

えさしちようめなしどまりいせき かみのくにちようかつやまだてあと **北海道枝幸町目梨泊遺跡・上ノ国町勝山館跡 重要文化財の調査結果一覧表**

他道県の重要文化財の調査結果

1 北海道枝幸町目梨泊遺跡（調査対象1点）の調査結果

◆ **調査結果一覧表参照**

【平成12年指定】

		切取り痕跡		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		0点	1点	0点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	1	/
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- 平成元年(1989年)に、所有者の依頼により科学分析と保存処理が行われ、発掘調査報告書に科学分析の結果が掲載されている。
- 重要文化財指定(平成20年(2008年)7月)後の平成22年(2010年)に、再保存処理が行われた。その際、平成元年の科学分析時に採取されていたサンプルを使用して、再び科学分析が行われ、その結果は掲示用パネルにして所有者に寄贈された。
- 科学分析のために採取されたサンプルは残されているが、切取り痕跡は特定できなかった。
- 科学分析は、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

2 北海道上ノ国町勝山館跡（調査対象9点）の調査結果

【平成20年指定】

		切取り痕跡		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		7点	2点	0点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	7	2	/
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- No.1の鉄塊は、平成3年(1991年)度に科学分析と保存処理が、平成19年(2007年)度に保存処理が行われた。その他の資料は、平成11年(1999年)度に科学分析が行われており、すべての科学分析は重要文化財指定(平成20年(2008年)7月)以前に行われたものである。
- No.4、5の資料については、平成11年(1999年)度に科学分析が行われ、採取されたサンプルが残されているが、切取り痕跡は特定できなかった。
- すべての資料(全9点)についての科学分析結果が発掘調査報告書に掲載されていることから、科学分析は、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

[目梨泊遺跡] (平成12年6月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	わらびてとう 蕨手刀	目梨泊	平成元年 平成22年	○	○	特定できず	有		平成22年の科学分析は平成元年に採取したサンプルを使用して実施

[勝山館跡] (平成20年7月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	てっかい 鉄塊	勝山館	平成3年度 平成19年度		○	○	有		
2	鉄未製品	勝山館	平成11年度		○	○	有		報告書では資料名が漁具と記載されている
3	てっかい 鉄塊	勝山館	平成11年度	○	○	○	有		
4	てっかい 鉄塊	勝山館	平成11年度		○	特定できず	有		報告書では資料名が鉄滓と記載されている
5	はぐち 羽口	勝山館	平成11年度		○	特定できず	有		
6	銅地金	勝山館	平成11年度		○	○	有		
7	るつぽ 坩堝	勝山館	平成11年度		○	○	有		
8	こざね 小札	勝山館	平成11年度		○	○	有		
9	てつぞく 鉄鍬	勝山館	平成11年度		○	○	有		

令和2年8月24日公表

八戸市^{たんごたいこふんぐん}丹後平古墳群 重要文化財の調査結果一覧表

他道県の重要文化財の調査について

八戸市^{たんごたいこふんぐん}丹後平古墳群（調査対象 79 点）の調査結果

◆調査結果一覧表参照

【平成 30 年指定】

		試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		38 点	2 点	39 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	38	2	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- 今回の調査は、**県立博物館**で取扱われた資料のうち、取扱い年度が明らかなもの 68 点、取扱いの年度は不明であるが、作業記録などから取り扱ったことが判明した 11 点の**合計 79 点**を調査対象としている。
- 取扱い年度について、複数回の取扱いが行われている資料もあるが、年度ごとの取扱い点数は平成元年度が 5 点、平成 7 年度が 1 点、平成 11 年度が 18 点、平成 12 年度が 42 点、平成 13 年度が 3 点、平成 29 年度が 14 点であり、**すべてが重要文化財指定（平成 30 年 10 月）以前の取扱い**となる。取扱い年度不明の資料が 11 点あり、いずれも切取り痕跡は確認されておらず、保存処理のみ実施されている。
- 溶液及び樹脂詰め（試料）の保管が確認されている資料は 36 点である。
- 切取り痕跡について、X線写真を検討した結果、**切取り痕跡を確認した資料は 38 点、特定できなかった資料が 2 点、確認できなかった資料が 39 点**である。
- 試料採取については、科学分析の結果が所有者である八戸市博物館が発刊する発掘調査報告書や研究紀要に掲載されている、または結果が所有者に渡されているなど、**すべて所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない**。
- 今回の調査の中で**アドバイザー**から、試料採取について所有者からの科学分析の依頼を受け、採取位置などについては受託者側に任されていたものであるが、**所有者に対し事前に試料採取の位置や大きさなどについての十分な説明を行っておく必要があった**という指摘をいただいた。

[丹後平古墳群] (平成30年3月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成元年度 平成11年度		○	○	有		
2	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
3	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成12年度 平成17年度		○	○	有		
4	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成11年度		○	○	有		運搬時に「き損」した資料
5	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成元年度 平成11年度		○	○	有		
6	ほうとうたち 方頭大刀	丹後平古墳	平成11年度		○	○	有		
7	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成7年度 平成13年度		○	○	有		青森県立郷土館が委託
8	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成元年度 平成11年度		○	○	有		
9	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成12年度 平成17年度 平成22年度	○	○	○	有		H22蛍光X線分析(非破壊)を実施
10	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成13年度	○	○	○	有		
11	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成13年度 平成17年度 平成22年度	○	○	○	有		H22蛍光X線分析(非破壊)を実施
12	わらび とう 蕨手刀	丹後平古墳	平成12年度 平成17年度	○	○	○	有		
13	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成元年度	○		特定できず	有		サビを用いてサンプルを作成
14	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成11年度 平成17年度	○	○	○	有		
15	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成11年度		○	○	有		
16	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成11年度		○	○	有		
17	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
18	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
19	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
20	てつとう 鉄刀	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
21	てつぞく 鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度		○	○	有		
22	てつぞく 鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
23	てつぞく 鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施

[丹後平古墳群] (平成30年3月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
24	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度			○	有		
25	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度		○	○	有		
26	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
27	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
28	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
29	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
30	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
31	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
32	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
33	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
34	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
35	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
36	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
37	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
38	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
39	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
40	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
41	鉄鍬	丹後平古墳	不明						保存処理のみを実施
42	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
43	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
44	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
45	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度			○	有		
46	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
47	鉄鍬	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施

[丹後平古墳群] (平成30年3月重要文化財指定) 調査結果一覧表

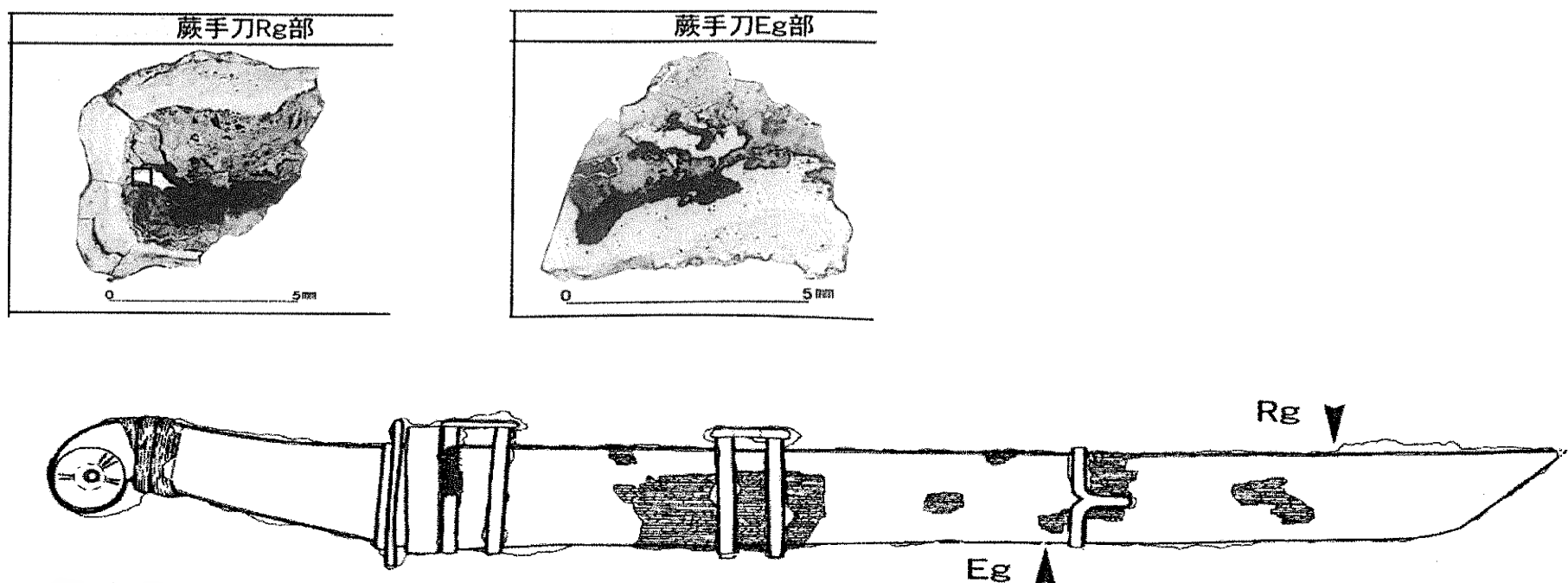
No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
48	てつくつわ 鉄轡	丹後平古墳	平成元年度 平成12年度		○	○	有		
49	てつくつわ 鉄轡	丹後平古墳	平成11年度		○	○	有		
50	てつくつわ 鉄轡	丹後平古墳	平成12年度 平成17年度	○		○	有		
51	てつくつわ 鉄轡	丹後平古墳	平成12年度			○	有		
52	てつとうす 鉄刀子	丹後平古墳	平成12年度		○	○	有		
53	てつとうす 鉄刀子	丹後平古墳	平成12年度		○	○	有		
54	てつとうす 鉄刀子	丹後平古墳	平成12年度 平成17年度						保存処理のみを実施
55	てつとうす 鉄刀子	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
56	てつせつし 鉄鑊子	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施
57	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
58	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度			○	有		H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
59	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
60	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度		○	特定できず	有		自然に落ちた細片を使いサンプル を作成、科学分析を実施 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
61	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
62	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
63	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
64	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
65	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成12年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
66	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成12年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
67	かんじょうせいひん 環状製品	丹後平古墳	平成11年度 平成29年度				有		自然に落ちた細片を使い科学分析 H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
68	てつかたい かなぐ 鉄鑄帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
69	てつかたいかなぐ 鉄鑄帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
70	てつかたいかなぐ 鉄鑄帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
71	てつかたいかなぐ 鉄鑄帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		

[丹後平古墳群] (平成30年3月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル(試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り判定	備考
				溶液	樹脂				
72	てつかたいかなく鉄鍔帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
73	てつかたいかなく鉄鍔帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
74	てつかたいかなく鉄鍔帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
75	てつかたいかなく鉄鍔帯金具	丹後平古墳	平成12年度	○	○	○	有		
76	かすがいがけたかざりかなく鍔形飾金具	丹後平古墳	平成29年度				有		H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
77	ふめい きんぞく せいひん 不明金属製品	丹後平古墳	平成29年度				有		H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
78	ふめい きんぞく せいひん 不明金属製品	丹後平古墳	平成29年度				有		H29蛍光X線分析(非破壊)を実施
79	ふめい きんぞく せいひん 不明金属製品	丹後平古墳	平成12年度						保存処理のみを実施

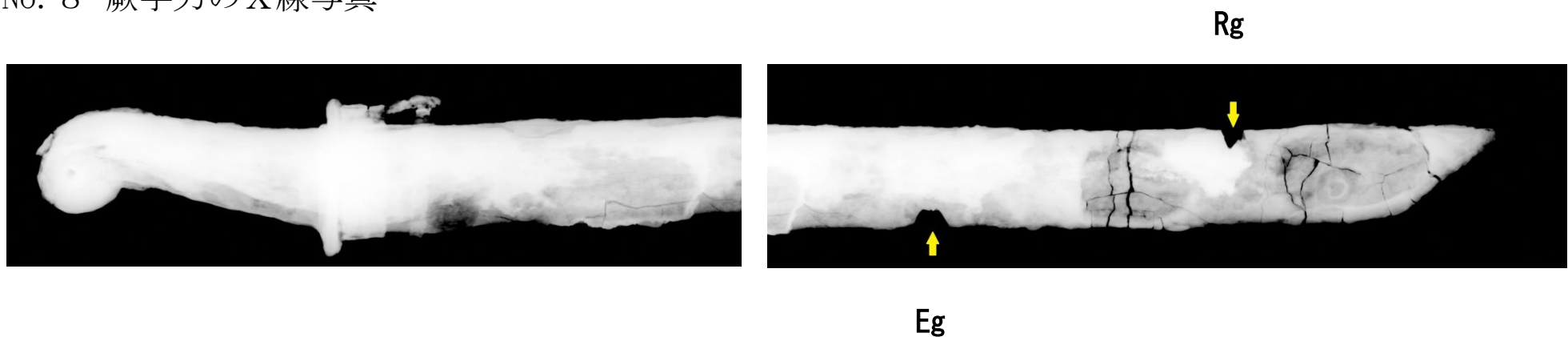
〈参考〉

No. 8 蕨手刀の試料片のマクロ組織と試料採取位置



八戸市博物館研究紀要16(八戸市教育委員会：平成12年度発刊)掲載の科学分析結果から抜粋)

No. 8 蕨手刀のX線写真



令和2年11月16日公表
いちじょうだにあさくらし
福井県一乗谷朝倉氏遺跡 重要文化財の調査結果一覧表

他道県の重要文化財の調査について

いちじょうだにあさくらし
 一乗谷朝倉氏遺跡（調査対象 27 点）の調査結果について

◆調査結果一覧表参照

- 今回の調査は、県立博物館で取扱われた 27 点の資料（金属製品 23 点、陶磁器及びガラス製品 4 点）を調査対象としている。
- 取扱い年度について、年度ごとの取扱い点数は平成 5 年度及び 10 年度が 1 点、平成 17 年度が 24 点、平成 18 年度が 1 点、平成 13 年度から 18 年度に取り扱われた資料が 1 点であり、すべてが重要文化財指定（平成 19 年 6 月）以前の取扱いとなる。
- 全資料 27 点のうち、資料 26 点について溶液及び樹脂詰めサンプル（試料）の保管を確認した。

<表 1> 【平成 19 年 6 月指定】金属製品 23 点の調査結果

		試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		21 点	2 点	0 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	21	2	/
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- 金属製品 23 点の X 線写真を検討した結果、資料 21 点について切取り痕跡を確認した。
- 金属製品 23 点について、所有者の福井県が科学分析を依頼したものであり、科学分析の結果が福井県の発刊する研究紀要に掲載されている、または結果が所有者に渡されているなど、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

<表 2> 【平成 19 年 6 月指定】陶磁器及びガラス製品 4 点の調査結果

		試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		0 点	0 点	4 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	0	4
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	0
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	0

- 金属製品以外の陶磁器やガラス製品 4 点についても、所有者の福井県が科学分析を依頼したものであり、結果が所有者に渡されているなど、所有者の承諾を得て行われたものである。

○ 今回の調査の中でアドバイザー（専門家）から

- ・資料の採取の方法や位置・量は所有者が了承していたものであるが、No.23 さし錢についての赤沼氏の論文においては、試料の採取量が「0.01 g ~0.02 g」と記載されていた。
- ・残されていた試料（破片）のうち、全体の2割程度の重量を計測したところ、その平均は0.043 gであった。

以上の事実について、科学分析の報告を正確に記述し、所有者に対して十分な説明が必要であったと指摘された。

調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り判定	備考
				溶液	樹脂				
1	くわ 鍬	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
2	ほうちょう 包丁	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
3	こて 鋏	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
4	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
5	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	特定できず	有		
6	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
7	なた 鉋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
8	なた 鉋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
9	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
10	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
11	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
12	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
13	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
14	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
15	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
16	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
17	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
18	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
19	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
20	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
21	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
22	みかづきじょうてつき 三日月状鉄器	一乗谷朝倉氏	平成5年度 平成10年度	○		特定できず	有		

調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り判定	備考
				溶液	樹脂				
23	ぜに さし銭(1点) (調査対象:1,450枚)	一乗谷朝倉氏	平成13年度 ~18年度	○		○	有		さし銭:合計約15,000枚 調査対象点数:1,450枚 サンプル:溶液742枚 (破片のみ1,192枚) 切取り痕跡有り:1,197枚 特定できない:3枚 無し:250枚
24	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
25	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
26	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
27	りょうはち ガラス稜鉢	一乗谷朝倉氏	平成18年度				有		蛍光X線分析

議案第 33 号

文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定及び保持団体の認定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定有形民俗文化財の指定

指定番号	名 称	員 数	所 有 者
有民第 32 号	もりおかはんあやつりざもとすずえしろべえかんけいしりょう 盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料	39 点	岩手県

2 岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定

指定番号	名 称	保持団体
無民第 50 号	みなみひづめだいかぐら 南日詰大神楽	紫波郡紫波町南日詰字梅田 98 番地 南日詰大神楽保存会

3 岩手県指定史跡の指定

指定番号	名 称	指定地域			所 有 者
		地番	地目	面積	
史第 48 号	くじじょうあと 久慈城跡	久慈市大川目町第 25 地割 60 番、63 番、64 番 65 番、66 番 67 番、69 番、72 番、164 番	山林	42,064 m ²	個人 14 名

令和 4 年 3 月 15 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県指定有形民俗文化財の指定をし、岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定をし、並びに岩手県指定史跡の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料 39点 (もりおかはんあやつりざもとすずえしるべえかんけいしりょう)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	盛岡市内丸10番1号 岩手県
文化財の所在場所	盛岡市上田字松屋敷34番地 岩手県立博物館
指 定 理 由	<p>盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料は、盛岡操座元として寛永18年から明治初期までの230年以上操人形芝居を上演してきた鈴江家に伝えられた操人形及びその関連資料、計39点である。</p> <p>鈴江家は、淡路国三原郡三条村の鈴江又五郎の弟・四郎兵衛が、江戸時代初期に盛岡二代藩主南部重直に諸芸を上覧したことから、盛岡鎮守の祭礼や領内での興行を許され盛岡操座元となった。</p> <p>資料のうち操人形や指遣い人形の製作年代は定かではないが、操人形は一人遣いの人形形式を持つ古い様式のものであり、そのうち三番叟を除く4点は享保19年(1734)以前のもと考えられる。指遣い人形は当時流行した模様が衣装に使用され、縫い代の切断面の古さから寛文期から元禄期のものと考えられる。これらの操り人形は、近世初期から文楽に至る過渡期に位置する人形として注目できる。</p> <p>全国興行を行った淡路人形の北限は、三人遣い人形の福島県(高倉人形)と考えられていたが、操人形とともに伝えられてきた古文書には鈴江家の操人形はかなり古い時代に盛岡に定着していた由緒が示されている。また古文書からは、盛岡藩における鈴江家の興行の様子だけでなく、他領から来る操人形や寄浄瑠璃などの興行にも深く関わっていたことも窺うことができる。当時の盛岡藩における芸能の興行支配の様子を示す資料として、操人形とともに貴重な資料である。</p> <p>【岩手県文化財指定基準】</p> <p>有形民俗文化財指定基準 1</p> <p>(8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの</p> <p>例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等</p> <p>有形民俗文化財指定基準 2</p> <p>(1) 歴史的変遷を示すもの。</p> <p>(2) 時代的特色を示すもの。</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの。</p>

【参考写真】



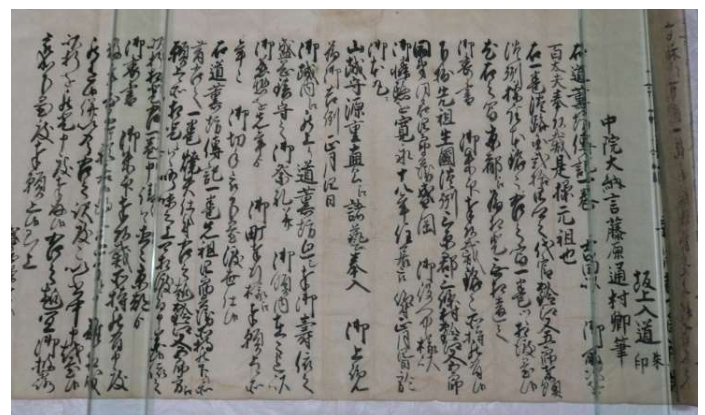
操人形（千歳）



操人形（三番叟）



指遣い人形（町人風）



操座元四郎兵衛之覚

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	南日詰大神楽 (みなみひづめだいかぐら)
所有者 (保持者・団体) の住所・氏名 (名称)	岩手県紫波郡紫波町南日詰字梅田 98 番地 南日詰大神楽保存会 代表 ^{たかはし} 高橋 ^{まこと} 信
文化財の所在場所	岩手県紫波郡紫波町南日詰京田地域
指 定 理 由	<p>南日詰大神楽は七軒丁の流れを汲む「六角大神楽」(花巻市石鳥谷新堀)の直弟子で、紫波郡紫波町南日詰の京田地域を中心とした周辺地域の住民により担われてきた大神楽である。七軒丁とは、盛岡藩の庇護を受けた大神楽の芸能集団である。</p> <p>来歴は、「六角大神楽」を師として、明治 20 年代に南日詰京田の^{たかはしまご}高橋孫^{じゅうろう}十郎らが舞を伝授され、南日詰大神楽が成立した。当時のものとされる明治 25 年銘の神楽幕や獅子頭、明治 43 年銘『^{しよげいつづり}諸藝綴』等が現在も保存されていて当時の演目が確認できる。また、明治 27 年『大神楽読本』や大正 9 (1920) 年銘の「人名簿」により、その来歴と伝授の経過を知ることができる。戦中、担い手の減少により中断を余儀なくされた時期があったが、戦後まもなく再開した。昭和 40 年代半ばに一時的に活動が弱まった時期があったが、昭和 48 (1973) 年に再開して現在に至る。大神楽創設期から昭和 30 年代までは、一貫して^{まごじゅうろう}高橋孫十郎が指導者となり、その後は高橋憲治郎・高橋^{まさき}正喜が指導者を務めた。現在は、近隣集落からの参加者も含めて、9 名の保存会員が「獅子舞」「囃子舞」「万歳」等 11 演目を保持しつつ、年間 6 回程の神社奉納や上演の活動をしている。令和 2・3 年はコロナ禍のために上演活動は減少したが、祭礼での奉納などは継続していた。また、地区の子供会への指導活動は、昭和 56 年頃より 40 年以上継続していて積極的に取り組んでいる。この経験を通して、成長後に保存会会員となる事例もあり、今後の継続も可能である。例年行われる神社例祭や地区芸能鑑賞会などが子供たちの披露の場となり、地域文化の伝承にも貢献している。また、周辺地域も含めて歳祝いでの祈祷や地域行事での上演依頼を受けるなど、継続した地域貢献をしている。師である六角大神楽はすでに廃絶しているが、南日詰大神楽が沢田や中陣地区など複数の地域に舞を伝授したことで、この地方に大神楽が定着した。こうした意味で、この地方における大神楽の伝播の中核的存在として地域に果たした役割は大きい。</p> <p>これらのことから、南日詰大神楽はその活動に歴史的裏付けを持ち、これまでの継続性、地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものとする。</p>

	<p>(岩手県指定文化財指定基準)</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>2 民俗芸能</p> <p>(2) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p> <p>【紫波町指定無形民俗文化財（昭和50年3月25日指定）】</p>
--	--

【参考写真】



獅子舞



神楽幕

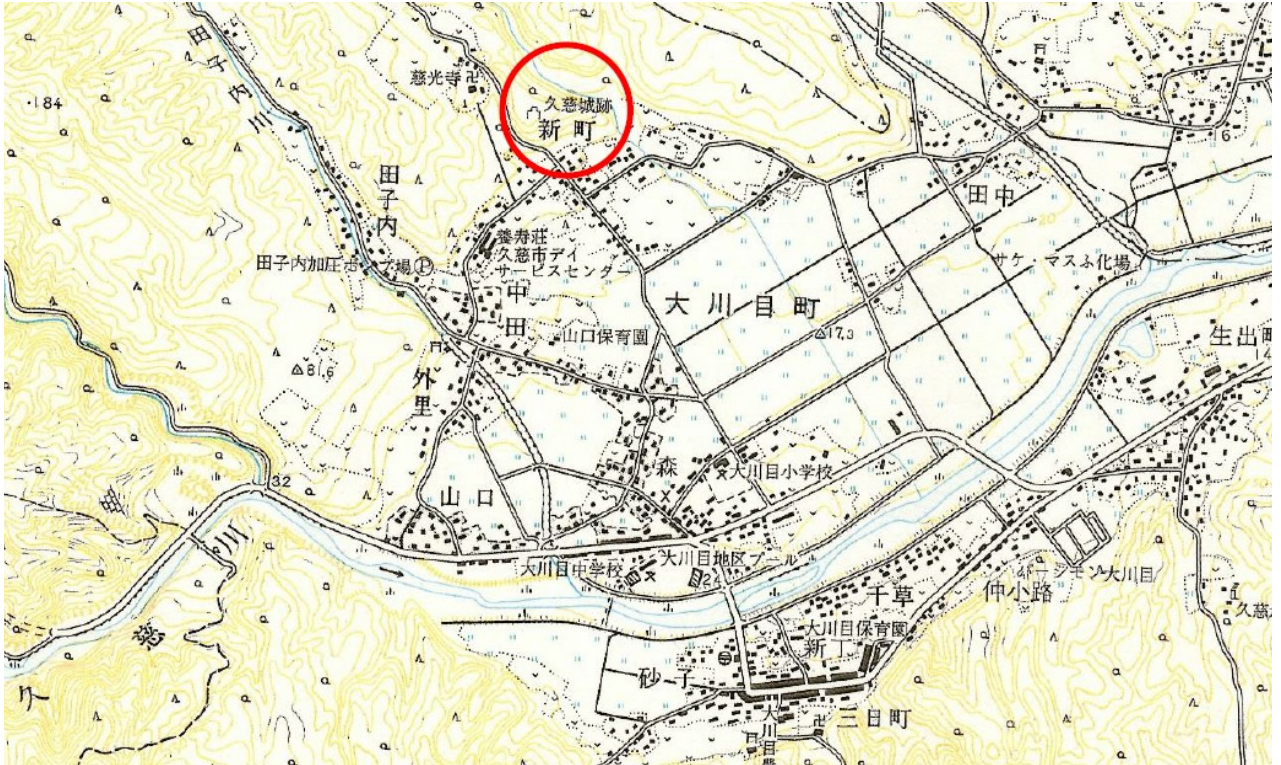


※明治25年8月と銘あり

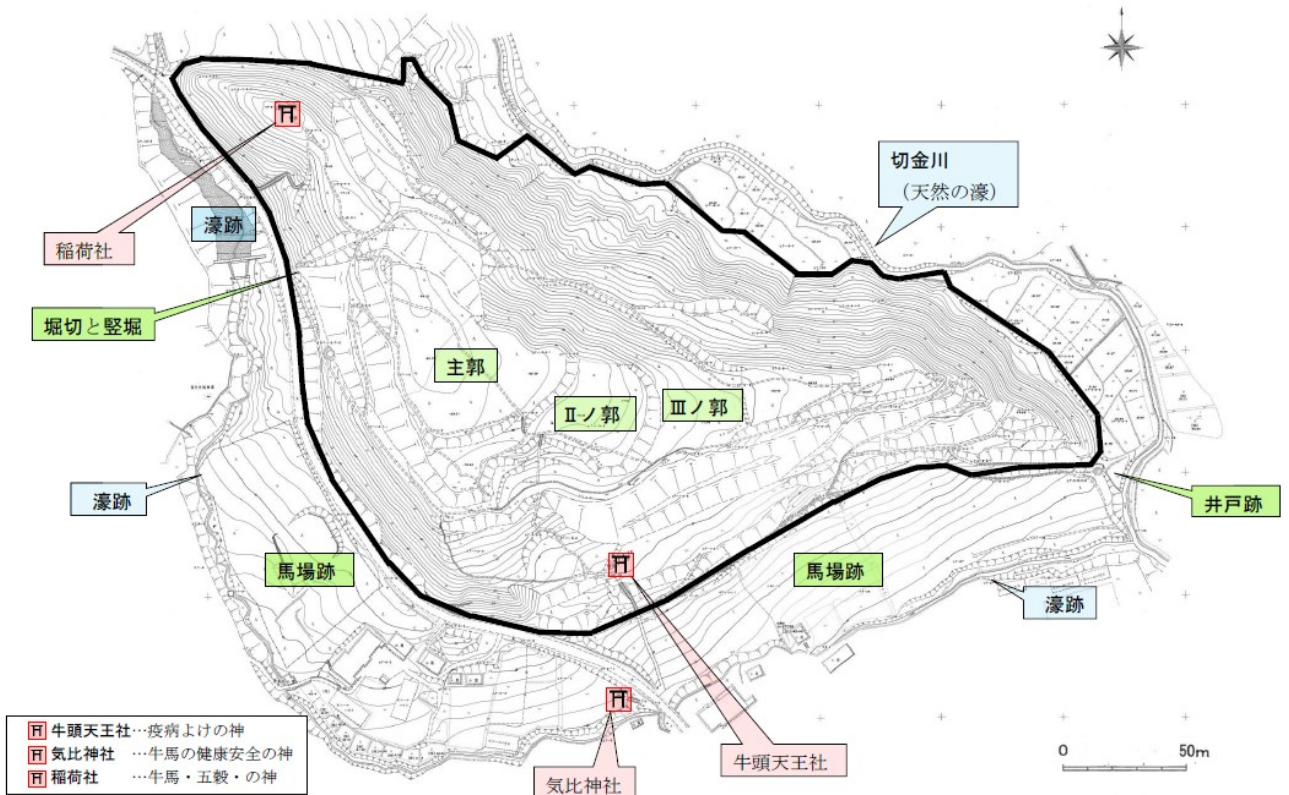
諮 問 物 件 調 書

種 別	史跡名勝天然記念物（史跡）
名 称 ・ 員 数	久慈城跡（くじじょうあと）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	個人
文化財の所在場所	久慈市大川目町第25地割60番地ほか
指 定 理 由	<p>久慈城跡は久慈市大川目に位置する。発掘調査の成果や文献資料などから中世の三戸南部氏の一族である久慈氏の居館と考えられている。</p> <p>城跡は久慈川の支流となる切金川と堀川に囲まれた独立丘陵に立地しており、東西360m、南北330mの丘陵頂部の主郭を中心として、南北に一段低い平場を構築した連郭式の山城である。主郭の北側には尾根を切り込んで構築した堀切があり、それぞれ区画して郭としている。堀切はそのまま西側の斜面にも続いており、竪堀状の窪みとなっている。郭の南側には4段の平場が東西に連続しており、その間は2～3mの段差となっている。各平場には狭い平坦面が取り付くとともに、なかには緩やかな平場に通じる道もいくつかある。その中には鉤型に屈曲しているものもあり、あるいは城館に伴う可能性もある。</p> <p>久慈市教育委員会が実施した発掘調査では、掘立柱建物跡にともなう柱穴などを検出しており、中には形態が方形で、確認できる柱間寸法が7尺を測り、白磁などの陶磁器や北宋銭などが出土していることなどから、15～16世紀を中心とした城館跡と考えられる。</p> <p>城は天正20年（1592）に廃城となっているが、それまでに城内での争いがなかったことや、近世以降代官所などが東側の八日町などに移ったということもあって、城が大きく改変されることはなかったと思われる。このような経緯から各平場や緩斜面などには中世の遺構がそのまま保存されていると考えられる。</p> <p>歴史的な背景が明らかであることと、いくつかの郭が並列する連郭式の山城という中世城館のひとつの特徴をそのまま示す稀有な中世城館であることから、岩手県指定史跡として保護したい。</p> <p>城の保存については久慈市の大川目地区に地域住民や中学生などが積極的に活動しているほか、いくつかの団体が中心となって久慈城跡保存協議会を結成するなど、文化財保護の模範的となるような取り組みを行っており評価したい。</p> <p>（岩手県指定文化財指定基準） 第5 史跡名勝天然記念物指定基準（史跡） 次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡 【久慈市指定文化財 史跡（昭和48年10月8日指定）】</p>

【参考写真・図面】



久慈城の位置 (1/25,000)



指定範囲図



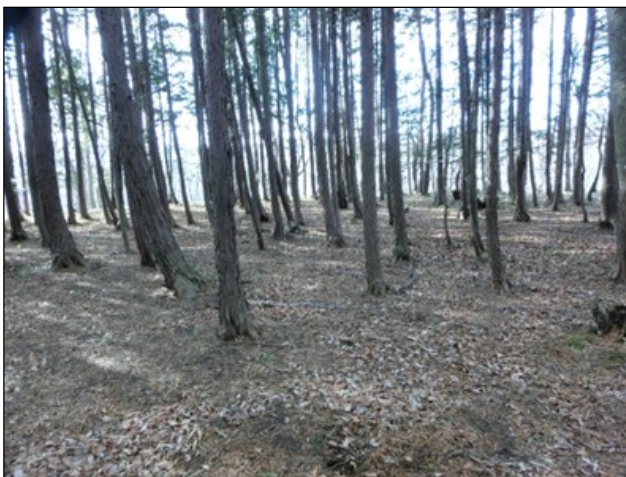
久慈城跡俯瞰写真（南西から撮影）



堀切と豎堀



切金川（天然の堀の役割）



主郭（南から撮影）



案内板設置状況

議案第34号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事務局</p> <p>第1節 組織</p> <p>第1款～第3款 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 教育委員会の事務局は、本庁及び教育事務所とする。</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">室及び課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td> <p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u></p> <p>—</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>並びに</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校並びに<u>県立中学校の教育課程及び学習指導</u>その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	<p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u></p> <p>—</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>並びに</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校並びに<u>県立中学校の教育課程及び学習指導</u>その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事務局</p> <p>第1節 組織</p> <p>第1款～第3款 [略]</p> <p><u>第4款 本庁及び教育事務所以外の機関（第26条の2）</u></p> <p>第2節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 教育委員会の事務局は、本庁、<u>教育事務所及び本庁及び教育事務所以外の機関</u>とする。</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">室及び課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td> <p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>及び</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに<u>県立中学校の管理運営</u>に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の小中学校<u>及び</u>県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	<p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>及び</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに<u>県立中学校の管理運営</u>に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の小中学校<u>及び</u>県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p>
室及び課	分掌事務												
[略]													
学校教育室	<p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u></p> <p>—</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>並びに</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の<u>幼稚園及び</u>小中学校並びに<u>県立中学校の教育課程及び学習指導</u>その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p>												
室及び課	分掌事務												
[略]													
学校教育室	<p>[略]</p> <p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）<u>及び</u>県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の小中学校の管理の指導及び助言並びに<u>県立中学校の管理運営</u>に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の小中学校<u>及び</u>県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</p>												

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）

。

(5)・(6) [略]

(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）

。

(8) [略]

(9) [略]

高校教育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

高校改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

[略]

[略]

(課の設置)

第26条 [略]

(4) 市町村立の小中学校及び県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(5)・(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

幼児教育担当の分掌事務

(1) 市町村立の幼稚園に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 市町村立の幼稚園の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 市町村立の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の幼稚園の職員の研修に関すること（保健体育課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）

。

高校教育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

高校改革担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 県立高等学校の魅力化の推進に関すること。

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) グローバル人材の育成に関すること

。

(8) [略]

[略]

[略]

(課の設置)

第26条 [略]

第4款 本庁及び教育事務所以外の機関

第26条の2 いわて幼児教育センターを学校教育室に置き、その分掌事務を処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織を改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 いわて幼児教育センターの設置に伴い、事務局内の内部組織として、新たに「本庁及び教育事務所以外の機関」を定めること。(第14条関係)
- 2 学校教育室に幼児教育担当を設置することに伴い、分掌事務を規定すること。業務の移管等に伴い、同室内の関係業務の規定を整理したこと。(第16条関係)
- 3 いわて幼児教育センターの設置に伴い、第3章第1節中に、第4款として「本庁及び教育事務所以外の機関」に係る根拠規定を新設し、機関の名称と分掌事務を処理する本庁の室を規定すること。(第26条の2関係)
- 4 施行期日等(附則関係)
令和4年4月1日から施行すること。

議案第35号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力向上担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>[略]</p> <p>産業・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力向上担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>産業・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

学校教育室各担当の事務分掌を整理したことに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

学校教育室各担当の事務分掌を整理したことに伴い、所要の改正をするものである。

第2 訓令案の内容

- 1 グローバル人材育成業務を学力向上担当から産業・復興教育担当へ移管することから専決権についての規定を整理すること。(第9条関係)
- 2 施行期日
この訓令は、令和4年4月1日から施行すること。(附則関係)